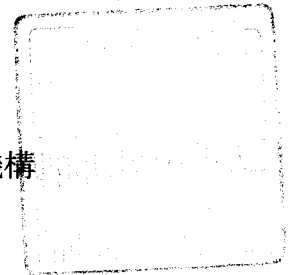


法人文書不開示決定通知書

安部 敬太 様

日本年金機構



平成 2 5 年 1 0 月 4 日付けの法人文書の開示請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した法人文書の名称

埼玉事務センターが行う障害基礎年金の認定、審査に係る医師の名簿
各医師の診療科、所属医療機関についても記載されたもの

2 不開示とした部分とその理由

本件の開示請求は、特定の都道府県における障害基礎年金の認定医に関する情報についてのものであり、各医師の担当する都道府県、診療科、所属医療機関について開示した場合、個人の特定に結びつく情報に当たり、障害年金請求者やその他の者から、有形無形の働きかけが行われ、的確な障害認定に支障を及ぼすおそれがあるため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 5 条第 1 号及び同条第 4 号に該当し、不開示とする。

※ この決定に異議がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、日本年金機構に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、日本年金機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

* 照会先：日本年金機構本部 総務部情報管理グループ（TEL 03 - 5344 - 1116）